

令和7年第3回 東浦町教育委員会定例会議事日程

令和7年3月31日(月) 午後2時30分

東浦町役場 合同委員会室

東浦町民憲章唱和

開 会

日程第 1 令和7年第2回定例会会議録承認

令和7年第1回臨時会会議録承認

日程第 2 議案第23号 東浦町立学校産業医の選任について

【学校教育課】

議案第24号 東浦町立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の選任について

【学校教育課】

議案第25号 学校運営協議会委員の選任について

【学校教育課】

日程第 3 議案第26号 東浦町教育委員会事務局職員の任免について

【学校教育課】

日程第 4 議案第27号 東浦町社会教育委員の選任について

【生涯学習課】

日程第 5 議案第28号 東浦町学校体育施設の開放運営委員の選任について

【スポーツ課】

日程第 6 議案第29号 東浦町長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について

【秘書人事課】

日程第 7 教育長報告

日程第 8 報告第7号 東浦町学校経営会議設置要綱等の一部を改正する要綱について

【学校教育課・生涯学習課・スポーツ課】

日程第 9 報告第8号 各地区コミュニティセンター参与及び公民館参与の任免について

【生涯学習課】

日程第 10 報告第9号 地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の委嘱について

【生涯学習課】

日程第 11 報告第10号 東浦町文化協会補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

【生涯学習課】

	報告第 11 号	東浦町小中学校 P T A 連絡協議会補助金交付要綱の一部を改正する要綱について	【生涯学習課】
	報告第 12 号	東浦町ボーイスカウト補助金交付要綱の一部を改正する要綱について	【生涯学習課】
	報告第 13 号	東浦町地域学校協働活動推進員設置要綱の一部を改正する要綱について	【生涯学習課】
日程第 12	報告第 14 号	東浦町文化芸術イベント開催支援補助金交付要綱について	【生涯学習課】
日程第 13	報告第 15 号	学校部活動外部指導者の委嘱について	【スポーツ課】
日程第 14	報告第 16 号	第 18 回愛知県市町村対抗駅伝競走大会東浦町実行委員の委嘱について	【スポーツ課】
日程第 15	報告第 17 号	東浦町教育委員会名義後援について	【学校教育課・生涯学習課・スポーツ課】
日程第 16	報告第 18 号	区域外就学許可者及び指定学校変更許可者について	【学校教育課】
日程第 17	各課報告		

閉 会

____ 時 ____ 分

次回

第 4 回定例会

令和 7 年 4 月 21 日(月) 午前 9 時 30 分

場所 東浦町役場 第 1 会議室

自由討議

議案第 23 号

東浦町立学校産業医の選任について
東浦町立学校産業医を別紙のとおり選任するものとする。

令和 7 年 3 月 31 日提出

東浦町教育委員会教育長 庄 子 亨

提案理由

東浦町教職員安全衛生管理規程第 9 条第 2 項の規定により提案するものである。

東浦町立学校産業医名簿

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

NO	氏 名	所 属	備 考
1	藤澤 稔	藤沢医院 医師	

【参考】

◎東浦町教職員安全衛生管理規程

(産業医)

第9条 労働安全衛生法第13条第1項の規定に基づき、産業医を置く。

2 産業医は、教育長が医師のうちから選任する。

3 産業医は、次に掲げる業務を行う。

(1) 健康診断の実施その他教職員の健康管理に関すること。

(2) 衛生教育その他教職員の健康の保持増進を図るための措置で医学に関する専門的知識を必要とするものに関すること。

(3) 教職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための医学的措置に関すること。

(4) 前各号に掲げる事項について必要により総括安全衛生管理者若しくは総括安全衛生副管理者に対し勧告し、又は衛生管理者に対し指導し、若しくは助言すること。

議案第 24 号

東浦町立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の選任について
東浦町立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を別紙のとおり選任するものとする。

令和 7 年 3 月 31 日提出

東浦町教育委員会教育長 庄 子 亨

提案理由

学校保健安全法第 23 条第 3 項の規定により提案するものである。

東浦町立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師名簿

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

N0	氏 名	所 属	備 考
1	前田 吉昭	前田クリニック 医師	藤江小学校医
2	小林 峰生	小林クリニック 医師	生路小学校医
3	藤澤 稔	藤沢医院 医師	片葩小学校医
4	阿部 知司	森岡台あべ内科クリニック 医師	石浜西小学校医
5	日高 啓量	ひだかこどもクリニック 医師	緒川小学校医
6	岡本 嘉仁	巽ヶ丘クリニック 医師	卯ノ里小学校医
7	松岡 秀起	まつおか整形外科 医師	森岡小学校医
8	安本 昌紀	げんきの森皮フ科 医師	東浦中学校医
9	阿部 知司	森岡台あべ内科クリニック 医師	東浦中学校医
10	中野 禎	東浦医院 医師	東浦中学校医
11	山本 原嗣	やまもとクリニック 医師	東浦中学校医
12	藤澤 稔	藤沢医院 医師	東浦中学校医
13	竹内 意	於大クリニック 医師	東浦中学校医
14	松岡 秀起	まつおか整形外科 医師	北部中学校医
15	山本 さゆり	ゆりクリニック 医師	北部中学校医
16	竹内 意	於大クリニック 医師	北部中学校医
17	中野 禎	東浦医院 医師	西部中学校医
18	山本 原嗣	やまもとクリニック 医師	西部中学校医
19	三谷 光生	みたに整形外科 医師	西部中学校医
20	長坂 潔道	長坂歯科医院 歯科医師	藤江小学校歯科医
21	石川 求	モトム歯科 歯科医師	生路小学校歯科医
22	成田 徳昭	田中歯科医院 歯科医師	片葩小学校歯科医
23	平林 直樹	平林歯科医院 歯科医師	石浜西小学校歯科医
24	成田 恵子	田中歯科医院 歯科医師	緒川小学校歯科医
25	桑原 幸夫	ホワイト歯科 歯科医師	卯ノ里小学校歯科医
26	松井 善信	松井歯科医院 歯科医師	森岡小学校歯科医
27	酒井 啓	さかいファミリー歯科 歯科医師	東浦中学校歯科医
28	庵原 まり子	東浦よつば歯科 歯科医師	東浦中学校歯科医
29	成田 恵子	田中歯科医院 歯科医師	東浦中学校歯科医
30	成田 徳昭	田中歯科医院 歯科医師	北部中学校歯科医
31	外山 和利	もりおか歯科 歯科医師	北部中学校歯科医
32	安田 裕政	ちた歯科医院 歯科医師	北部中学校歯科医

33	桑原 幸夫	ホワイト歯科 歯科医師	西部中学校歯科医
34	杉本 初枝	イクヂ天心堂薬局 薬剤師	藤江小学校薬剤師
35	永田 基己	ポプラ調剤薬局 薬剤師	生路小学校薬剤師
36	内野 隼	こぐま薬局緒川店 薬剤師	片葩小学校薬剤師
37	永田 基己	ポプラ調剤薬局 薬剤師	石浜西小学校薬剤師
38	仮屋 賢治	こぐま薬局緒川店 薬剤師	緒川小学校薬剤師
39	上田 哲次郎	かしの木薬局 薬剤師	卯ノ里小学校薬剤師
40	大本 千年	もりおか調剤薬局 薬剤師	森岡小学校薬剤師
41	杉本 初枝	イクヂ天心堂薬局 薬剤師	東浦中学校薬剤師
42	神谷 法子	こぐま薬局緒川店 薬剤師	北部中学校薬剤師
43	上田 哲次郎	かしの木薬局 薬剤師	西部中学校薬剤師

【参考】

◎学校保健安全法

（学校医、学校歯科医及び学校薬剤師）

第 23 条 学校には、学校医を置くものとする。

2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。

4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。

5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

議案第 25 号

学校運営協議会委員の選任について
学校運営協議会委員を別紙のとおり選任するものとする。

令和 7 年 3 月 31 日提出

東浦町教育委員会教育長 庄 子 亨

提案理由

東浦町学校運営協議会規則第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定により提案するものである。

学校運営協議会委員名簿

(令和9年3月31日まで)

NO	氏 名	所 属	備 考
1	廣瀬 元光	緒川新田区長	西部中学校区
2	野村 雅廣	元緒川新田区長	西部中学校区
3	石田 良仁	元卯ノ里コミュニティ役員	西部中学校区
4	小林 洋子	更生保護女性会新田支部長	西部中学校区
5	久米 賢治	青少年健全育成地域推進員	西部中学校区
6	増田 信子	主任児童委員	西部中学校区
7	山崎 千聡	西部中学校 PTA 会長	西部中学校区
8	戸田 昌治	卯ノ里小学校 PTA 会長	西部中学校区

(令和8年3月31日まで)

NO	氏 名	所 属	備 考
1	小田 朝視	藤江小学校サポーター	藤江小学校
2	山口 陽子	主任児童委員	藤江小学校
3	竹内 大貴	元 PTA 会長	藤江小学校
4	松本 通英	八つ頭保存会副会長	藤江小学校
5	竹内 元彦	藤江区長	藤江小学校
6	原田 正治	生路区長	生路小学校
7	徳永 健一	元 PTA 会長、おやじの会	生路小学校
8	竹内 真奈美	元 PTA 母親代表、主任児童委員	生路小学校
9	長坂 直大	東生会会長、民生委員・児童委員、スクールガード	生路小学校
10	長坂 万紀子	更生保護女性会生路支部長	生路小学校
11	飯田 光晴	石浜区長	片葩小学校
12	成田 泰造	自営業	片葩小学校
13	近藤 武司	民生委員・児童委員	片葩小学校
14	鈴木 芳巳	増福寺住職	片葩小学校
15	山田 隆	県営住宅自治会長	石浜西小学校
16	楠 祐樹	南ヶ丘自治会長	石浜西小学校
17	高野 弘美	民生委員・児童委員代表	石浜西小学校
18	牧 マサノ	元 PTA 役員代表	石浜西小学校

19	山川 潔	南ヶ丘相談役	石浜西小学校
20	水野 行文	緒川地区コミュニティ推進協議会（副会長）	緒川小学校
21	中瀬 寛子	元 PTA 副会長	緒川小学校
22	山崎 宏子	緒川副区長	緒川小学校
23	鈴木 了三	元 PTA 会長	緒川小学校
24	水野 廣春	東楽会会長	緒川小学校
25	阿知波 弘	森岡区長	森岡小学校
26	杉本 匡彌	元 PTA 会長	森岡小学校
27	井上 ミユキ	元 PTA 母親代表	森岡小学校
28	西保 千佳	主任児童委員	森岡小学校
29	外山 淳恵	更生保護女性会	森岡小学校
30	飯田 光晴	石浜区長	東浦中学校
31	小田 白美	民生委員・児童委員	東浦中学校
32	宮田 昭久	令和 5 年度 P T A 会長	東浦中学校
33	岡本 由記夫	東中サポーターサブリーダー	東浦中学校
34	恒川 渉	元東浦町教育長	北部中学校
35	寺田 昭男	緒川副区長	北部中学校
36	二宮 邦子	森岡副区長	北部中学校
37	西保 千佳	民生児童委員・森岡地区主任児童委員	北部中学校
38	工藤 潤一	北部中学校 PTA 顧問	北部中学校

【参考】

◎東浦町学校運営協議会規則

（組織等）

第 3 条 協議会は、委員 5（2 以上の学校について 1 の協議会を置く場合は、当該学校数に 5 を乗じて得た数）人以内で組織する。

2 教育委員会は、法第 47 条の 5 第 2 項の規定により委員を任命するときは、対象学校（当該協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の校長に意見を聴くものとする。

3 委員が欠けた場合には、教育委員会は、速やかに新たに委員を任命するものとする。

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

議案第 26 号

東浦町教育委員会事務局職員の任免について

令和 7 年度東浦町教育委員会事務局職員人事異動のうち、課長相当職以上の職員を別紙のとおり任免するものとする。

令和 7 年 3 月 31 日提出

東浦町教育委員会教育長 庄 子 亨

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 18 条第 2 項及び第 7 項の規定に基づき、提案するものである。

令和7年度東浦町教育委員会事務局職員課長相当職以上人事異動

令和7年4月1日付

新部課名	転入等（前所属）	旧部課名	転出等（新所属）
こども 未来部	部長 神谷 敏彦 （企画政策部長）	教育部	横井 誠 （総務部長）
	次長 長坂 亮 （学校教育課長）		
教育課	課長 青木 恭弘 （児童課長）	学校教育課	長坂 亮 （こども未来部次長）
	主幹 岩本 和也 兼（学校教育課統括課長補佐 指導 兼指導主事） 主事		瀬之口 真一 （東浦町立卯ノ里小学校教頭）
学び支援課	課長 関 竜也 （生涯学習課長）	生涯学習課	関 竜也 （学び支援課長）
		スポーツ課	杉浦 洋介 （議会事務局長兼議事課長）

※学び支援課は令和7年度より町長部局に置く。

【参考】

◎地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（指導主事その他の職員）

第十八条 都道府県に置かれる教育委員会（以下「都道府県委員会」という。）の事務局に、指導主事、事務職員及び技術職員を置くほか、所要の職員を置く。

2 市町村に置かれる教育委員会（以下「市町村委員会」という。）の事務局に、前項の規定に準じて指導主事その他の職員を置く。

3 指導主事は、上司の命を受け、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。以下同じ。）における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。

4 指導主事は、教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならない。指導主事は、大学以外の公立学校（地方公共団体が設置する学校をいう。以下同じ。）

の教員（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第二項に規定する教員をいう。以下同じ。）をもつて充てることができる。

- 5 事務職員は、上司の命を受け、事務に従事する。
- 6 技術職員は、上司の命を受け、技術に従事する。
- 7 第一項及び第二項の職員は、教育委員会が任命する。
- 8 教育委員会は、事務局の職員のうち所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定するものとする。
- 9 前各項に定めるもののほか、教育委員会の事務局に置かれる職員に関し必要な事項は、政令で定める。

議案第 27 号

東浦町社会教育委員の選任について
東浦町社会教育委員を別紙のとおり選任するものとする。

令和7年3月31日提出

東浦町教育委員会教育長 庄 子 亨

提案理由

東浦町社会教育委員定数等に関する条例第2条の規定により提案するものである。

東浦町社会教育委員名簿

No	氏 名	職 名 等	備 考
1	竹内 秀雄	東浦町立緒川小学校長	新 任 令和7年4月1日から

【参 考】

○社会教育委員定数等に関する条例

第2条

委員の定数は30名以内とする。社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者、公募により選考された者のうちから教育委員会が委嘱する。

第3条

委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○任期 1年

○期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（前任者の残任期間）

議案第 28 号

東浦町学校体育施設の開放運営委員の選任について

東浦町学校体育施設の開放運営委員について、別紙のとおり選任するものとする。

令和 7 年 3 月 31 日提出

東浦町教育委員会教育長 庄 子 亨

提案理由

東浦町学校体育施設の開放運営委員会規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、提案するものである。

東浦町学校体育施設の開放運営委員会規則（抜粋）

（任務）

第2条運営委員会は、学校体育施設の開放の運営に関する重要な事項を調査及び審議する。

（組織）

第3条運営委員会の委員は、15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

（1）関係学校職員

（2）利用団体の代表者

（3）学識経験のある者

（4）公募により選考された者

3 委員の任期は1年とし、再任することを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

令和7年度 東浦町学校体育施設開放運営委員名簿

1 運営委員（関係学校職員）

所属	職名	氏名	備考	規則 第3条 第2項
東浦町立藤江小学校	校務主任	古田 英隆	再任	(1)
東浦町立生路小学校	校務主任	星 悟	再任	(1)
東浦町立片葩小学校	校務主任	近藤 真由美	新任	(1)
東浦町立石浜西小学校	校務主任	成田 梓	再任	(1)
東浦町立緒川小学校	校務主任	坂口 隆一	再任	(1)
東浦町立卯ノ里小学校	校務主任	白木 裕子	再任	(1)
東浦町立森岡小学校	校務主任	伊藤 慶	再任	(1)
東浦町立東浦中学校	校務主任	森田 晃司	再任	(1)
東浦町立北部中学校	校務主任	石川 雄一朗	再任	(1)
東浦町立西部中学校	校務主任	原田 敦子	新任	(1)

2 運営委員（利用団体の代表者）

所属	団体名	氏名	備考	規則 第3条 第2項
学校開放施設利用団体	片葩JVC	栗原 英昭	再任	(2)

3 運営委員（学識経験のある方）

所属	部会名	氏名	備考	規則 第3条 第2項
東浦町スポーツ協会	会長	江坂 晴	新任	(3)

4 公募委員（R6応募者なし）

		氏名	備考	規則 第3条 第2項
				(4)

任期：令和7年4月1日～令和8年3月31日

議案第 29 号

東浦町長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について

このことについて、東浦町長の権限に属する事務の補助執行に関する規則を制定するにあたり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づき、東浦町教育委員会へ協議する必要がありますので、協議します。

2025 年 3 月 31 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

提案理由

町長の権限に属する事務の一部を教育委員会に補助執行させるにあたり、町長は教育委員会と協議する必要があるため、提案するものである。

令和7年2月・3月 教育長報告
(行事報告)

【日 付】	【報 告 内 容】
2月 13日 (木)	県内町村教育長会
2月 14日 (金)	安全衛生会議 全国大会激励会
2月 15日 (土)	スポーツ協会表彰式
2月 17日 (月)	全国大会報告会
2月 20日 (木)	食物アレルギー対応委員会
2月 24日 (月)	ジェイプロジェクト野球教室
2月 28日 (金)	3月議会定例会本会議 全員協議会
3月 3日 (月)	東浦高校卒業式
3月 4日 (火)	第1回教育委員会臨時会
3月 5日 (水)	本会議
3月 6日 (木)	本会議
3月 7日 (金)	中学校卒業式 (東浦中学校)
3月 10日 (月)	本会議
3月 12日 (水)	本会議
3月 13日 (木)	文教厚生委員会
3月 14日 (金)	共同学校事務運営委員会 現職教育委員会
3月 17日 (月)	行政経営会議 全国大会報告
3月 19日 (水)	小学校卒業式 (生路小学校) 教職員教育功労者表彰式
3月 21日 (金)	本会議

3月 24 日（月）	小中学校修了式
3月 25 日（火）	東浦町学校給食センター運営委員会
3月 26 日（水）	東浦町中央図書館協議会
3月 27 日（木）	東浦町社会教育委員会
3月 31 日（月）	教職員退職者辞令伝達式 第3回教育委員会定例会

東浦町学校経営会議設置要綱等の一部を改正する要綱
(東浦町学校経営会議設置要綱の一部改正)

第1条 東浦町学校経営会議設置要綱の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(構成員) 第2条 経営会議は、教育長、各学校長、及び <u>東浦町教育委員会事務局組織規則(昭和54年東浦町教育委員会規則第3号)第2条第1項に規定する部の長</u> で構成する。	(構成員) 第2条 経営会議は、教育長、各学校長、及び <u>教育部長</u> で構成する。
(委任) 第6条 略	<u>(庶務)</u> 第6条 経営会議の庶務は、東浦町教育委員会教育部学校教育課において行う。 (委任) 第7条 略

(東浦町学生ボランティア事業実施要綱の一部改正)

第2条 東浦町学生ボランティア事業実施要綱の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(雑則) 第10条 略	<u>(庶務)</u> 第10条 学生ボランティアに関する庶務は、東浦町教育委員会教育部学校教育課において処理する。 (雑則) 第11条 略

(東浦町こどもと親の相談員設置要綱の一部改正)

第3条 東浦町こどもと親の相談員設置要綱の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(職務) 第2条 相談員は、次に掲げる職務に従事する。 (1) から (4) まで 略 (5) 児童虐待について、 <u>支援対象児童等の対策に関する事務を所掌する課</u>	(職務) 第2条 相談員は、次に掲げる職務に従事する。 (1) から (4) まで 略 (5) 児童虐待について、 <u>健康福祉部児童課</u> と連携し家庭訪問及び情報収集

と連携し家庭訪問及び情報収集に関する こと。 (6) 及び (7) 略	に 関すること。 (6) 及び (7) 略
---	-----------------------------

(東浦町学習支援推進モデル校事業実施要綱の一部改正)

第4条 東浦町学習支援推進モデル校事業実施要綱の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(委任) 第5条 略	<u>(庶務)</u> 第5条 この事業に関する庶務は、教育部学校教育課において処理する。 (委任) 第6条 略

(東浦町生涯学習推進本部設置要綱の一部改正)

第5条 東浦町生涯学習推進本部設置要綱の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(構成) 第3条 推進本部の構成は、次のとおりとする。 (1) 及び (2) 略 (3) 委員は、 <u>生涯学習に関する事務を所掌する部の長</u> 及び関係課長をもって充てる。 (雑則) 第6条 略	(構成) 第3条 推進本部の構成は、次のとおりとする。 (1) 及び (2) 略 (3) 委員は、 <u>教育部長</u> 及び関係課長をもって充てる。 <u>(庶務)</u> 第6条 推進本部の庶務は、教育委員会生涯学習課において行う。 (雑則) 第7条 略

(東浦町郷土資料館陶芸棟利用団体登録手続き要綱の一部改正)

第6条 東浦町郷土資料館陶芸棟利用団体登録手続き要綱の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(登録の条件) 第3条 登録しようとする団体は、次の条件を満たしていなければならない。 (1) 略	(登録の条件) 第3条 登録しようとする団体は、次の条件を満たしていなければならない。 (1) 略

(2) 団体の代表者（責任者）、構成員、運営方法<u>及び</u>経費に関する事項が明確であること。ただし、代表者は、<u>町内在住</u>の成人であること。 (3) 団体は計画的、組織的<u>及び</u>継続的に運営され、活動は原則として1か月に1回以上、定期的に行うこと。 (4) 指導者中心、<u>又は</u>私塾的な運営でなく、会員相互の主体的な活動を基本としていること。 (5) から (7) まで 略 2 登録しようとする団体は、<u>東浦町郷土資料館陶芸棟利用団体登録申請書（別紙様式1）</u>を館長に提出し、<u>町長</u>の許可を得なければならない。 3 から 6 まで 略	(2) 団体の代表者（責任者）、構成員、運営方法<u>並びに</u>経費に関する事項が明確であること。ただし、代表者は<u>町内在住</u>の成人であること。 (3) 団体は計画的、組織的、<u>継続的に</u>運営され、活動は原則として1か月に1回以上、定期的に行うこと。 (4) 指導者中心<u>又は</u>、私塾的な運営でなく、会員相互の主体的な活動を基本としていること。 (5) から (7) まで 略 2 登録しようとする団体は、<u>別紙様式1（東浦町郷土資料館陶芸棟利用団体登録申請書）</u>を館長に提出し、<u>教育委員会</u>の許可を得なければならない。 3 から 6 まで 略
--	--

別紙様式1を次のように改める。

別紙様式 1

東浦町郷土資料館陶芸棟利用団体登録申請書

年 月 日

東浦町長

団 体 名
 代表者 住所
 氏名
 電 話 番 号

東浦町郷土資料館陶芸棟利用団体として登録したいので、下記により申請します。

記

主な活動日	毎週 曜日 毎月	主な活動時間	～		
会員数	(町内) 名 名 (町外) 名	会 費	年額 円 月額		
指導者	(氏名)	(電話番号)	倉庫利用 希望	有 ・ 無	主な保管品目 合計品数

(会員名簿) *陶芸棟利用団体協議会へ参加する代表者はNo.を○で囲んでください。

*この表に書ききれないときは別表に記入してください。

No.	氏 名	住 所	電話番号	生年月日
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

(添付書類) 1. 会則 2. 前年度決算書及び今年度予算書

(東浦町郷土歴史研究員設置要綱の一部改正)

第7条 東浦町郷土歴史研究員設置要綱の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この要綱は、 <u>東浦町郷土歴史研究員</u> （以下「研究員」という。）を置き、郷土の歴史を研究することを目的とする。	(目的) 第1条 この要綱は <u>東浦町教育委員会</u> （以下「 <u>教育委員会</u> 」という。）に東浦町郷土歴史研究員（以下「研究員」という。）を置き、郷土の歴史を研究することを目的とする。
(委嘱) 第4条 研究員は、人格及び識見とも <u>優れ</u> 、郷土の歴史研究に熱意を有する者に <u>町長が依頼する</u> 。	(委嘱) 第4条 研究員は、人格及び識見とも <u>すぐれ</u> 、郷土の歴史研究に熱意を有する者に <u>教育委員会が委嘱する</u> 。
(雑則) 第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、 <u>町長</u> が定める。	(雑則) 第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、 <u>教育委員会</u> が定める。

(東浦町中央図書館雑誌スポンサー制度取扱要綱の一部改正)

第8条 東浦町中央図書館雑誌スポンサー制度取扱要綱の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(掲載期間) 第5条 広告の掲載期間は、 <u>町長</u> が広告の掲載を決定した月の翌月から当該年度の3月31日までに提供された最新号雑誌の次号発行日までとする。	(掲載期間) 第5条 広告の掲載期間は、 <u>教育長</u> が広告の掲載を決定した月の翌月から当該年度の3月31日までに提供された最新号雑誌の次号発行日までとする。
(申込み) 第7条 雑誌スポンサーになろうとする者は、 <u>町長</u> が指定する雑誌の中から雑誌を選定し、必要な書類を添えて、 <u>町長</u> に申し込むものとする。	(申込み) 第7条 雑誌スポンサーになろうとする者は、 <u>教育長</u> が指定する雑誌の中から雑誌を選定し、必要な書類を添えて、 <u>教育長</u> に申し込むものとする。
(覚書の締結) 第8条 雑誌スポンサーは、広告掲載決定の通知を受け取った後、速やかに、覚書（様式第1）により <u>町長</u> と契約を締結しなければならない。	(覚書の締結) 第8条 雑誌スポンサーは、広告掲載決定の通知を受け取った後、速やかに、覚書（様式第1）により <u>教育委員会</u> と契約を締結しなければならない。

様式第1 (第8条関係)

覺書

東浦町（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は、東浦町中央図書館雑誌スポンサー制度取扱要綱に基づく雑誌の提供に関し、以下のとおり覚書を締結する。

(提供雜誌)

第1条 甲は、乙から雑誌「 」の提供を受ける。

(広告掲載の方法)

第2条 甲は、乙から提供を受けた雑誌の最新号にカバーを掛けて、乙の広告をカバーに掲載する。ただし、広告の内容等については事前に甲乙で協議する。

(提供の期間)

第3条 乙が甲に対して雑誌を提供する期間は1年間（4月1日から翌年3月31日まで）とし、年度の途中からの場合は、甲が広告の掲載を決定した月の翌月から当該年度の3月31日までとする。

2 乙から期間満了の2月前までに、文書による解約の意思表示がない場合は、従前の契約と同一の条件で更新したものとし、その後も同様とする。

(広告掲載の責務)

第4条 乙は、乙が掲載した広告の内容等に関する一切の責任を負う。

2 乙は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関わる全ての権利処理等が完了していることを甲に対し保障する。

3 第三者から広告に関連して苦情の申立又は損害賠償の請求等がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決する。

(協議)

第5条 本覚書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本覚書は2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

年 月 日

甲	住 所	東浦町大字緒川字政所 20 番地
	名 称	東浦町
	代表者	東浦町長 印

乙 住 所
名 称
代表者 印

(東浦町子ども読書活動推進会議設置要綱の一部改正)

第9条 東浦町子ども読書活動推進会議設置要綱の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(組織) 第3条 略 2 委員は、次に掲げる者のうちから、 町長 が依頼する。 (1) から (3) まで 略 (4) 前3号に掲げる者のほか、 町長 が 必要と認める者 (会議) 第6条 推進会議の会議は、必要に応じて 委員長 が招集し、委員長が議長となる。	(組織) 第3条 略 2 委員は、次に掲げる者のうちから、 教育長 が依頼する。 (1) から (3) まで 略 (4) 前3号に掲げる者のほか、 教育長 が必要と認める者 (会議) 第6条 推進会議の会議は、必要に応じて 教育長 が招集し、委員長が議長となる。

(東浦町中央図書館有料広告掲載要綱の一部改正)

第10条 東浦町中央図書館有料広告掲載要綱の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(広告の規格等) 第2条 略 2 広告の掲載位置は、 町長 が指定した 位置とする。 (掲載期間) 第3条 広告の掲載期間は、月の初日から 末日まで (東浦町中央図書館規則 (令和7年東浦町規則第 号) 第6条 に規定する休館日を除く。) の1月を 単位として、最大で連続して12月まで 掲載することができる。 2 略 (掲載内容の変更) 第5条 略	(広告の規格等) 第2条 略 2 広告の掲載位置は、 教育委員会 が指 定した位置とする。 (掲載期間) 第3条 広告の掲載期間は、月の初日から 末日まで (東浦町中央図書館規則 (平成3年東浦町教育委員会規則第1 号) 第6条に規定する休館日を除 く。) の1月を単位として、最大で連 続して12月まで掲載することができ る。 2 略 (掲載内容の変更) 第5条 略 2 前項に規定する申込みがあった場合 は、広告掲載の可否を審査するため東 浦町広告審査会に付すものとする。

(広告掲載者の責任) 第7条 略 2及び3 略 4 掲載中の広告の破損、紛失等について、<u>町</u>はその責を負わないものとする。 (委任) 第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は<u>町長</u>が定める。	(広告掲載者の責任) 第7条 略 2及び3 略 4 掲載中の広告の破損、紛失等について、<u>教育委員会</u>はその責を負わないものとする。 (委任) 第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は<u>教育委員会</u>が定める。
---	--

(東浦町スポーツ指導者設置要綱の一部改正)

第11条 東浦町スポーツ指導者設置要綱の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この要綱は、<u>東浦町スポーツ指導者</u>（以下「スポーツ指導者」という。）を置き、地域スポーツの振興及び学校部活動の充実を図ることを目的とする。 (事業) 第2条 <u>町長</u>は、前条の目的のために、次の各号の事業を行う。 (1) から (4) まで 略 ただし、紹介は、委嘱の形式をとらないことをいい、また派遣とは<u>町長</u>の委嘱の形式をとることをいう。 (スポーツ指導者人材バンクの設置) 第4条 <u>町長</u>は、前条のスポーツ指導者の申請により、スポーツ指導者人材バンクに登録した者を地域スポーツ団体及び学校部活動に紹介または派遣する。 2 略 (地域スポーツ団体へのスポーツ指導者紹介) 第6条 略	(目的) 第1条 この要綱は<u>東浦町教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）に東浦町スポーツ指導者（以下「スポーツ指導者」という。）を置き、地域スポーツの振興及び学校部活動の充実を図ることを目的とする。 (事業) 第2条 <u>教育委員会</u>は、前条の目的のために、次の各号の事業を行う。 (1) から (4) まで 略 ただし、紹介は、委嘱の形式をとらないことをいい、また派遣とは<u>教育委員会</u>の委嘱の形式をとることをいう。 (スポーツ指導者人材バンクの設置) 第4条 <u>教育委員会</u>は、前条のスポーツ指導者の申請により、スポーツ指導者人材バンクに登録した者を地域スポーツ団体及び学校部活動に紹介または派遣する。 2 略 (地域スポーツ団体へのスポーツ指導者紹介) 第6条 略

2 人材バンク登録者から、<u>町長</u>が選定する。 (学校へのスポーツ指導者派遣) 第7条 <u>町長</u>は学校からスポーツ指導者の照会があったときは、スポーツ指導者人材バンク登録者の中から適任者を選定して当該学校へ派遣するものとする。 2 略 (人材バンク登録の取消) 第9条 <u>町長</u>は、紹介または派遣したスポーツ指導者が次の各号のいずれかに該当する場合は、地域スポーツ団体及び学校に意見を聴いた上で、登録を取り消すことができるものとする。 (1) から (3) まで 略 (委任) <u>第10条</u> 略	2 人材バンク登録者から、<u>教育委員会</u>が選定する。 (学校へのスポーツ指導者派遣) 第7条 <u>教育委員会</u>は学校からスポーツ指導者の照会があったときは、スポーツ指導者人材バンク登録者の中から適任者を選定して当該学校へ派遣するものとする。 2 略 (人材バンク登録の取消) 第9条 <u>教育委員会</u>は、紹介または派遣したスポーツ指導者が次の各号のいずれかに該当する場合は、地域スポーツ団体及び学校に意見を聴いた上で、登録を取り消すことができるものとする。 (1) から (3) まで 略 <u>(庶務)</u> <u>第10条 この事業に係る庶務は、教育委員会スポーツ課が行う。</u> (委任) <u>第11条</u> 略
--	---

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

報告第8号

各地区コミュニティセンター参与及び公民館参与の任免について

1 新規選任者

		選任者	退任者
緒川 コミュニティ センター	氏名	水野 行文	内藤 明綱
	住所	緒川字屋敷参区 33 番地	緒川字西川 10 番地の 12
	生年月日	昭和 25 年 7 月 24 日	昭和 24 年 12 月 17 日

2 継続選任者

		選任者
森岡コミュニティ センター	氏名	阿知波 弘
	住所	森岡字池端 8 番地
	生年月日	昭和 31 年 12 月 16 日
卯ノ里コミュニティ センター	氏名	広瀬 元光
	住所	緒川字上高根台 28 番地の 8
	生年月日	昭和 27 年 1 月 1 日
石浜コミュニティ センター	氏名	飯田 光晴
	住所	石浜字黒鳥 44 番地の 7
	生年月日	昭和 25 年 4 月 25 日
生路コミュニティ センター	氏名	原田 正治
	住所	生路字浜起 24 番地の 4
	生年月日	昭和 31 年 1 月 1 日
藤江公民館	氏名	竹内 元彦
	住所	藤江字上廻間 110 番地の 1
	生年月日	昭和 31 年 10 月 25 日

参考

○社会教育法第 28 条

市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会（特定地方公共団体である市町村の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた公民館（第三十条第一項及び第四十条第一項において「特定公民館」という。）の館長、主事その他必要な職員にあっては、当該市町村の長）が任命する。

地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の委嘱について

学 校 区	氏 名	職名等	備 考
森岡小学校	阿知波 弘	区長 森岡小学校学校運営協議 会委員	再 任 令和6年4月1日から
緒川小学校	中瀬 寛子	元P T A副会長 緒川小学校学校運営協議 会委員	再 任 令和5年11月1日から
石浜西小学校	山川 潔	元南ヶ丘自治会長	再 任 令和6年6月1日から
生路小学校	徳永 健一	元P T A会長 おやじの会	再 任 令和6年4月1日から
藤江小学校	小田 朝視	元P T A会長 藤江小サポーター代表	再 任 令和6年6月1日から
北部中学校	杉本 匡彌	元東浦町P T A連絡協議 会会長	再 任 令和6年6月1日から
西部中学校	山崎 千聡	P T A会長 西部中学校学校運営協議 会委員	再 任 令和6年4月1日から

委嘱日 令和7年4月1日

任 期 令和8年3月31日まで

参考

・社会教育法

第9条の7 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

・東浦町地域学校協働活動推進員設置要綱

第2条 教育委員会は、東浦町の小学校及び中学校の学校区に推進員を置く。

第4条 推進員の任期は、法第9条の7第1項の規定による委嘱を受けた日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

報告第 10 号

東浦町文化協会補助金交付要綱の一部を改正する要綱

第 1 条 東浦町文化協会補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の附則を改正後の欄の附則に改める。

改正後	改正前
附 則 1 略 2 この要綱は、 <u>令和 10 年 3 月 31 日</u> 限り、その効力を失う。 3 略	附 則 1 略 2 この要綱は、 <u>令和 7 年 3 月 31 日</u> 限り、その効力を失う。 3 略

第 2 条 東浦町文化協会補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条及び附則を改正後の欄の条及び附則に改める。

改正後	改正前
(補助金の額) 第 5 条 補助金の額は、 <u>交付対象事業費</u> （前条各項の規定に基づく経費をいう。）からその事業収入等を控除した実支出額に 2 分の 1 を乗じて得た <u>額</u> を限度として予算の範囲内において <u>定める額とする</u> 。 附 則 1 及び 2 略	(補助金の額) 第 5 条 補助金の額は、 <u>1,536,000 円又は交付対象事業費</u> （前条各項の規定に基づく経費をいう。）からその事業収入等を控除した実支出額に 2 分の 1 を乗じて得た <u>額のいずれか少ない額</u> を限度として予算の範囲内において <u>定める</u> 。 附 則 1 及び 2 略 <u>3 令和 6 年度に交付する補助金の額に関する第 5 条の規定の適用については、同条中「1,536,000 円」とあるのは、「1,836,000 円」とする。</u>

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 3 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

東浦町文化協会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東浦町における文化活動の振興、芸術文化団体の育成及び強化並びに地域文化の創造と発展を図り、心豊かな町づくりに資することを目的とする東浦町文化協会補助金（以下「補助金」という。）の交付について、東浦町補助金等交付規則（昭和 52 年東浦町規則第 5 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 この補助金の交付対象者は、東浦町文化協会とする。

(交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象事業は、東浦町の教育文化の発展、振興、活性化等に寄与すると認められる芸術文化振興事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、補助金の交付対象としない。

(1) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とした事業

(2) 東浦町暴力団排除条例（平成 23 年東浦町条例第 16 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者を利する事業

(3) その他町長が適当でないと認めた事業

(補助金の使途)

第4条 補助金は、別表に掲げる経費に使用するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、補助金を使用してはならない。

(1) 団体構成員の人件費、事務所維持のための経費等の団体の経常的な運営に要する経費

(2) 慶弔費、交際費、懇親会費等の社会通念上公金を財源とすることが不適切な経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1,536,000 円又は交付対象事業費（前条各項の規定に基づく経費をいう。）からその事業収入等を控除した実支出額に 2 分の 1 を乗じて得た額のいずれか少ない額を限度として予算の範囲内において定める。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

3 令和 6 年度に交付する補助金の額に関する第 5 条の規定の適用については、同条中「1,536,000 円」とあるのは、「1,836,000 円」とする。

附 則

この要綱は、平成 27 年 1 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 11 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 12 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 12 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 9 月 3 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

（１）報償費	講師謝金、専門家等への謝礼
（２）旅費	交通費、通行料金等
（３）需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費等
（４）役務費	通信運搬費、保険料等
（５）使用料及び賃借料	会場借上料、機械・器具借上料等
（６）備品購入費	器具、機材等の購入費
（７）その他	上記以外で、町長が必要と認めるもの。

報告第 11 号

東浦町小中学校 P T A 連絡協議会補助金交付要綱の一部を改正する要綱
第 1 条 東浦町小中学校 P T A 連絡協議会補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の附則を改正後の欄の附則に改める。

改正後	改正前
附 則 1 略 2 この要綱は、 <u>令和 10 年 3 月 31 日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 1 略 2 この要綱は、 <u>令和 7 年 3 月 31 日</u> 限り、その効力を失う。

第 2 条 東浦町小中学校 P T A 連絡協議会補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(補助金の額) 第 5 条 補助金の額は、 <u>交付対象事業費</u> (前条各項の規定に基づく経費をいう。)からその事業収入等を控除した実支出額に 2 分の 1 を乗じて得た <u>額</u> を限度として予算の範囲内において <u>定める額とする</u> 。	(補助金の額) 第 5 条 補助金の額は、 <u>72,000 円又は交付対象事業費</u> (前条各項の規定に基づく経費をいう。)からその事業収入等を控除した実支出額に 2 分の 1 を乗じて得た <u>額のいずれか小さいほうの額</u> を限度として予算の範囲内において <u>定める</u> 。

附 則
この要綱は、令和 7 年 2 月 28 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

東浦町小中学校PTA連絡協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、各小中学校間の連絡調整を図り、児童生徒の健全育成の推進に資することを目的とする東浦町小中学校PTA連絡協議会補助金（以下「補助金」という。）について、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 この補助金の交付対象者は、東浦町小中学校PTA連絡協議会とする。

(交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象事業は、各小中学校間の連絡調整及び児童生徒の健全育成推進事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、補助金の交付対象としない。

(1) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とした事業

(2) 東浦町暴力団排除条例（平成23年東浦町条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者を利する事業

(3) その他町長が適当でないと認めた事業

(補助金の使途)

第4条 補助金は、別表に掲げる経費に使用するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、補助金を使用してはならない。

(1) 団体構成員の人件費、事務所維持のための経費等の団体の経常的な運営に要する経費

(2) 慶弔費、交際費、懇親会費等の社会通念上公金を財源とすることが不適切な経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、72,000円又は交付対象事業費（前条各項の規定に基づく経費をいう。）からその事業収入等を控除した実支出額に2分の1を乗じて得た額のいずれか小さいほうの額を限度として予算の範囲内において定める。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成31年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

別表（第4条関係）

（1）報償費	講師謝金、専門家等への謝礼
（2）旅費	交通費、通行料金等
（3）需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費等
（4）役務費	通信運搬費、保険料等
（5）使用料及び賃借料	会場借上料、機械・器具借上料等
（6）備品購入費	器具、機材等の購入費
（7）その他	上記以外で、町長が必要と認めるもの。

報告第 12 号

東浦町ボーイスカウト補助金交付要綱の一部を改正する要綱

第 1 条 東浦町ボーイスカウト補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の附則を改正後の欄の附則に改める。

改正後	改正前
附 則	附 則
1 略	1 略
2 この要綱は、 <u>令和 10 年 3 月 31 日</u> 限り、その効力を失う。	2 この要綱は、 <u>令和 7 年 3 月 31 日</u> 限り、その効力を失う。

第 2 条 東浦町ボーイスカウト補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(補助金の額)	(補助金の額)
第 5 条 補助金の額は、1 団体につき <u>交付対象事業費</u> （前条各項の規定に基づく経費をいう。）からその事業収入等を控除した実支出額に 2 分の 1 を乗じて得た <u>額</u> を限度として予算の範囲内において <u>定める額とする</u> 。	第 5 条 補助金の額は、1 団体につき <u>90,000 円又は交付対象事業費</u> （前条各項の規定に基づく経費をいう。）からその事業収入等を控除した実支出額に 2 分の 1 を乗じて得た <u>額のいずれか小さいほうの額</u> を限度として予算の範囲内において <u>定める</u> 。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 6 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

東浦町ボーイスカウト補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ボーイスカウト活動を活性化させ、青少年の健全育成に資することを目的とするボーイスカウト補助金（以下「補助金」という。）の交付について、東浦町補助金等交付規則（昭和 52 年東浦町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 この補助金の交付対象者は、東浦町内を活動拠点とするボーイスカウトとする。

(交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象事業は、ボーイスカウトが実施する青少年健全育成事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、補助金の交付対象としない。

(1) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とした事業

(2) 東浦町暴力団排除条例（平成 23 年東浦町条例第 16 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者を利する事業

(3) その他町長が適当でないと認めた事業

(補助金の使途)

第4条 補助金は、別表に掲げる経費に使用するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、補助金を使用してはならない。

(1) 団体構成員の人件費、事務所維持のための経費等の団体の経常的な運営に要する経費

(2) 慶弔費、交際費、懇親会費等の社会通念上公金を財源とすることが不適切な経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1 団体につき 90,000 円又は交付対象事業費（前条各項の規定に基づく経費をいう。）からその事業収入等を控除した実支出額に2分の1を乗じて得た額のいずれか少ない額を限度として予算の範囲内において定める。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年３月３１日から施行する。

別表（第４条関係）

（１）報償費	講師謝金、専門家等への謝礼
（２）旅費	交通費、通行料金等
（３）需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費等
（４）役務費	通信運搬費、保険料等
（５）使用料及び賃借料	会場借上料、機械・器具借上料等
（６）備品購入費	器具、機材等の購入費
（７）その他	上記以外で、町長が必要と認めるもの。

報告第 13 号

東浦町地域学校協働活動推進員設置要綱の一部を改正する要綱

東浦町地域学校協働活動推進員設置要綱の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<u>(活動報告)</u> <u>第 6 条 推進員は、月の活動状況を、当該月の翌月の 10 日までに、次の各号に掲げる書類を添えて教育委員会に報告するものとする。</u> <u>(1) 地域学校協働活動報告書 (様式第 1)</u> <u>(2) その他町長が必要と認める書類</u> (報償費) <u>第 7 条 推進員の報償費は、月額 10,000 円とする。ただし、月の活動時間が 10 時間未満の推進員にあつては、当該月の報償費は、活動 1 時間当たり 1,000 円を乗じて得た額とする。</u> (委任) <u>第 8 条 略</u>	 (報償費) <u>第 6 条 推進員の報償費は、月額 5,000 円とする。ただし、月の活動時間が 5 時間未満の推進員にあつては、当該月の報償費は、活動 1 時間当たり 1,000 円を乗じて得た額とする。</u> (委任) <u>第 7 条 略</u>

附則の次に次の様式を加える。

様式1（第6条関係）

年 月 日

地域学校協働活動推進員活動報告書

東浦町教育委員会

年 月分

学校名
推進員氏名

日	曜日	活動時間		活動場所	活動内容
		時間	時間数		

附 則
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

東浦町地域学校協働活動推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第9条の7第1項の規定に基づき東浦町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 教育委員会は、東浦町立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）の学校区（以下「学校区」という。）に推進員を置く。

(定数)

第3条 推進員の定数は、学校区につき2名以内とする。

(推進員の任期)

第4条 推進員の任期は、法第9条の7第1項の規定による委嘱を受けた日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

(活動内容)

第5条 推進員の活動内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 地域の教育課題解決に必要な総合的な連絡調整に関する活動
- (2) 地域及び学校の教育活動に係る支援、企画及び参加促進に関する活動
- (3) 学校運営協議会その他必要な協議体との連携調整に関する活動
- (4) 地域の教育課題等についての情報交換、研究、協議等に関する活動
- (5) その他教育委員会が必要と認める活動

(報償費)

第6条 推進員の報償費は、月額5,000円とする。ただし、月の活動時間が5時間未満の推進員にあっては、当該月の報償費は、活動1時間当たり1,000円を乗じて得た額とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進員の設置に関し必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月27日から施行する。

東浦町文化芸術イベント開催支援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町民が文化芸術に触れる機会を創出するため、町民等が地域での文化芸術イベントを開催することを支援する東浦町文化芸術イベント開催支援補助金（以下「補助金」という。）の交付について、東浦町補助金等交付規則（昭和 52 年東浦町規則第 5 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象団体」という。）は、文化芸術イベント等を開催する団体であって、次のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 文化芸術に関する活動を主な目的とする団体
 - (2) 概ね 5 人以上で構成され、その 2 分の 1 以上が町民で構成される団体
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、補助対象団体としない。

- (1) 政治活動又は宗教活動を目的とした団体
- (2) 東浦町暴力団排除条例（平成 23 年東浦町条例第 16 号）第 2 条第 1 項に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者が関与している団体
- (3) その他町長が適当でないと認めた団体

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 町内で行う事業であって、町民に対し、文化芸術に触れる機会を供する事業
- (2) 補助対象団体の活動目的に関連した内容の事業
- (3) 参加者を限定せず、特定の受益者を対象としない事業
- (4) 来場者が 200 名以上見込まれる事業
- (5) 継続的な開催が見込まれ、かつ、過去に開催実績がない事業
- (6) 補助金の申請をした日が属する年度内に完了する事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。

- (1) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とした事業
- (2) 町が交付する他の補助金等の交付を受けている事業
- (3) その他町長が適当でないと認めた事業

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表に定めるものとする。ただし、国、県等から補助金等の交付を受けている場合には、当該補助金等の額を当該補助対象経費から控除するものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、20万円又は補助対象経費（1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）のいずれか少ない額を限度として、予算の範囲内で町長が定める額とする。

2 補助金の交付は、同一年度において、補助対象団体につき1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東浦町文化芸術イベント開催支援補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 規約その他の団体等の概要が分かる書類
- (4) 団体の構成員が分かる書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、東浦町文化芸術イベント開催支援補助金交付・不交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業が完了したとき又は補助対象事業の廃止若しくは中止の決定をしたときは、完了の日又は廃止若しくは中止の決定の日（以下「完了等の日」という。）から起算して30日を経過した日又は完了等の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、東浦町文化芸術イベント開催支援補助金実績報告書（様式第3）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 決算書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、東浦町文化芸術イベント開催支援補助金確定通知書（様式第4）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、東浦町文化芸術イベント開催支援補助金請求書（様式第5）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、補助事業者に補助金を交付するものとする。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 10 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表（第 4 条関係）

1 報償費	講師謝金、協力者に対する謝礼金等
2 需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、食糧費（事業の実施に不可欠と認められるお茶代等に限る。）
3 役務費	通信運搬費、保険料
4 使用料及び賃借料	会場使用料、事務所等の賃借料、機械・器具借上料
5 備品購入費	事業に必要な器具等の購入費
6 その他の経費	町長が必要と認めるもの

様式第1（第6条関係）

東浦町文化芸術イベント開催支援補助金交付申請書

年 月 日

東浦町長

団体名

代表者職氏名

電話番号

東浦町文化芸術イベント開催支援補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

補助金交付申請額

円

添付書類

- （1）事業計画書
- （2）収支予算書
- （3）規約その他の団体等の概要が分かる書類
- （4）団体の構成員が分かる書類
- （5）その他町長が必要と認める書類

様式第 2（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

東浦町文化芸術イベント開催支援補助金交付・不交付決定通知書

様

東浦町長

年 月 日付けで申請のあった東浦町文化芸術イベント開催支援補助金を下記のとおり交付します。

交付金額 記 円

条件

様式第3（第8条関係）

東浦町文化芸術イベント開催支援補助金実績報告書

年 月 日

東浦町長

団体名

代表者職氏名

電話番号

東浦町文化芸術イベント開催支援補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

事業完了日 年 月 日

添付書類

- （1）決算書の写し
- （2）領収書の写し
- （3）その他町長が必要と認める書類

様式第4（第9条関係）

第 号
年 月 日

東浦町文化芸術イベント開催支援補助金確定通知書

様

東浦町長

年 月 日付けで実績報告のあった東浦町文化芸術イベント開催支援補助金については、下記のとおり交付額を確定しましたので通知します。

記

交付確定額

円

様式第 5（第 10 条関係）

東浦町文化芸術イベント開催支援補助金請求書

年 月 日

東浦町長

団体名

代表者職氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のありました
東浦町文化芸術イベント開催支援補助金を次のとおり請求します。

補助金請求額

円

付 記

報告第 15 号

東浦町学校部活動外部指導者の委嘱について

学校名	人数	派遣種目	指導者名	任用
東浦中	6 人	バスケットボール（男）	戸田 幹也	再任
		バスケットボール（女）	島田 良輔	再任
		ハンドボール(男)	浅田 潤一	再任
			水野 恭志	再任
			小川 一幸	再任
		ハンドボール(女)	井口 奈保美	再任
北部中	1 人	バスケットボール(女)	谷川原 孝弘	再任

計 7 人

委嘱日 令和 7 年 4 月 1 日

任 期 令和 8 年 3 月 31 日

参考

東浦町外部指導者派遣事業運用規則（抜粋）

（委嘱）

第2条 学校部活動外部指導者は、教育委員会が委嘱状をもって委嘱をする。

（1）委嘱期間は1年間とする。ただし、更新も可とする。

（派遣）

第3条 学校からの申請により、教育委員会が選定し派遣する。

（1）学校からの申請内容は、原則として種目と人数とするが、校長による指導者の推薦も可とする。推薦対象指導者はスポーツ指導者設置要綱第3条による。

（2）教育委員会は、人材バンク登録者の中及び校長による推薦者の中から選定する。ただし、選定にあたり東浦町スポーツ協会及び学校の意見を聴くことができる。

スポーツ指導者設置要綱（抜粋）

（スポーツ指導者の条件）

第3条 スポーツ指導者は、次の各号の条件を満たしたものとする。

（1）スポーツ指導者養成講習会を終了した者及びそれに準じる者（日本スポーツ協会公認スポーツ指導者、スポーツ少年団認定員、教員等の資格や優れた指導歴を有する者）

（2）該当種目の実技指導に堪能であり、安全指導のできる者。

（3）学校部活動の管理、運営に協力できる者。

（スポーツ指導者人材バンク設置）

第4条 教育委員会は、前条のスポーツ指導者の申請により、スポーツ指導者人材バンクに登録した者を地域スポーツ団体及び学校部活動に紹介又は派遣する。

2 登録申請書は、別に定める。

報告第 16 号

第 18 回愛知縣市町村対抗駅伝競走大会東浦町実行委員の委嘱
について

第 18 回愛知縣市町村対抗駅伝競走大会 実行委員会名簿

役職	氏名	所属等	備考	規約 第 4 条
委 員	延永 保二	前東浦町立北部中学校長	再任	(3)
委 員	日高 徹	中学校陸上競技部指導者代表	再任	(1)
委 員	鈴鹿 俊二	あいち健康の森走遊会代表	再任	(3)
委 員	水野 行文	元中学校陸上競技部指導者	再任	(3)
委 員	永山 周輝	愛知駅伝東浦町チーム選手経験者	再任	(3)

委嘱日 令和 7 年 4 月 1 日
任 期 令和 8 年 3 月 31 日

参考

愛知縣市町村対抗駅伝競走大会東浦町実行委員会規約（抜粋）

（組織）

第 4 条 委員会の組織は、次に掲げる者のうちから東浦町（以下「町」という。）が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 町内学校教員及び町関係者
- (2) 関係行政機関及び団体の職員
- (3) その他町が特に必要と認める者
（委員会役員）

第 5 条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 1 名
- (3) 委 員 若干名

2 委員長は、委員の互選とする。

3 副委員長及び委員は、委員長が指名するものとする。

（任期）

第 7 条 委員の任期は 1 年とし、再任することを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

東浦町教育委員会名義後援について

令和6年12月から令和7年2月までの申請分

	件名	申請者	担当課	申請日	承認/不承認	実施日	実施報告
1	国際交流&イングリッシュキャンプ	宮城復興支援センター	学校教育課	R6.12.11	承認	R7.1.25～ R7.9.30	
2	個性のびのび講座	一般社団法人 おやこラボ	生涯学習課	R6.12.11	承認	R7.2.19	
3	第53回美墨会展	美墨会	生涯学習課	R6.12.11	承認	R7.3.7 ～3.9	
4	東浦吹奏楽団第15回演奏会	東浦吹奏楽団	生涯学習課	R6.12.28	承認	R7.3.23	
5	地域食堂おがわっこフェスティバル	おがわっこ	生涯学習課	R7.1.16	承認	R7.3.22	
6	「ありがとうを贈ろう。」キャンペーン	平安閣グループ	生涯学習課	R7.1.21	承認	R7.5.1～ R7.12.31	
7	劇場版「荒野に希望の灯をともし」上映会	「荒野に希望の灯をともし」上映実 行委員会	学び支援課	R7.2.13	承認	R7.7.26 R7.8.3	
8	野村卯イタリア展	昴会	生涯学習課	R7.2.17	承認	R7.5.5～ R7.5.11	
9	スポーツ鬼ごっこ体験会	特定非営利法人ア ルフイン	スポーツ課	R7.1.16	承認	R7.2.13 R7.2.19	
10	バスケットボール無料体験会	リーフラススポーツ スクール	スポーツ課	R7.1.29	不承認	R7.4.19	
11	第26回新人歓迎東浦ペタンク大会	東浦町ペタンク協 会 会長 野村欣哉	スポーツ課	R7.2.10	承認	R7.4.26	
12	第2回知多半島CUPサッカー大会 U- 8、10の部	知多メディアネットワーク株式会 社 代表取締役社長 山本隆明	スポーツ課	R7.2.21	承認	R7.3.1 R7.3.2	

(別掲)実施報告

	件 名	申請者	担当課	教育委員会 報告日	実施日	実施報告	町内参加者人 数等
1	2024年 税に関する「絵はがきコンクール」	公益社団法人 半田法人会	学校教育課	R6.6.21	R6.6.1～ R6.11.9	R6.12.5	応募数 480点 来場者数 約830名
2	一般社団法人大府青年会議所 2024 年度設立50周年記念事業	一般社団法人大府 青年会議所	学校教育課	R6.6.21	R6.10.13	R6.12.23	来場者 約1万人
3	障がいのある青年たちとつくる「学びの 場」講演会	愛知に学びの場を 広げる会	学校教育課	R6.9.24	R6.12.15	R6.12.25	全体 112名
4	わくわく自然体験	ボーイスカウト東 浦2団	生涯学習課	R6.12	R6.12.1	R6.12.6	全体(全て町内) 26名 うち団員 8名
5	「いっしょにやろっ！」～おやこでチャレンジ ～	ガールスカウト愛 知県第106団	生涯学習課	R6.12	R6.10.20	R6.12.20	一般参加者7名うち 町内0名 団員22名うち 町民3名
6	第15回「はたらく人にありがとう」メッ セージ募集	東海労働金庫	生涯学習課	R6.6	R6.7.1～ R6.12.31	R7.1.6	応募総数 2,379通 うち町内 0通
7	「ありがとうを贈ろう。」キャンペーン	株式会社平安閣	生涯学習課	R6.3	R6.5.1～ R6.12.31	R7.1.17	全体 8,953名 うち町内6名
8	「映画〇月〇日、区長になる女」自主上 映会	区長になる女上映 会東浦	生涯学習課	R6.12	R7.1.5	R7.1.20	全体94名 うち町内 33名
9	東浦フィルハーモニー管弦楽団ニュー イヤヤーコンサート	東浦フィルハーモ ニー管弦楽団	生涯学習課	R6.12	R7.1.19	R7.1.28	全体 250名
10	第20回東浦かるたを楽しむ会	東浦かるた実行委 員会	生涯学習課	R6.12	R7.1.12	R7.1.31	競技者 61名 観覧者 約100名
11	子どもの潜在能力を引き出す脳科学講 座	一般財団法人日本 リーダー育成推進 協会	生涯学習課	R6.9	R7.1.22,23,26	R7.1.30	全体 1,106名 うち県内32名、 町内9名
12	社会福祉事業協賛 ポップサーカス愛 知公演	中日新聞社	生涯学習課	R6.9	R6.11.23 ～R7.1.19	R7.2.7	全体 63,280名
13	スポーツ鬼ごっこ体験会	特定非営利法人アルフィン	スポーツ課	R7.3.31	R6.11.22	R6.12.20	18名
14	スポーツ鬼ごっこ体験会	特定非営利法人アルフィン	スポーツ課	R7.3.31	R7.2.13 R7.2.19	R7.3.10	12名
15	愛知万博メモリアル 第17回愛知県市 町村対抗駅伝競走大会	愛知駅伝実行委員会	スポーツ課	R7.3.31	R6.12.7	R7.1.22	18名
16	第11回さわやか健康リレーマラソンinあ いち健康の森公園	さわやか健康運営事務 局 大会委員長 加藤掲	スポーツ課	R7.3.31	R6.11.24	R6.12.20	83名
17	第30回望年干支取ペタンク大会	東浦町ペタンク協会	スポーツ課	R7.3.31	R6.12.22	R6.12.24	10名

令和6年度 学校教育課報告

令和7年3月

児童生徒数(3月1日現在)

(人)

学校名	性別	特	1年	特	2年	特	3年	特	4年	特	5年	特	6年	特	合計
藤江小学校	男	1	31	7	38	3	34	2	22	3	24	3	24	19	173
	女	0	26	0	28	1	32	4	34	2	27	1	34	8	181
	計	1	57	7	66	4	66	6	56	5	51	4	58	27	354
生路小学校	男	2	29	0	31	3	26	0	28	3	27	2	29	10	170
	女	0	18	0	25	1	31	1	37	0	27	1	22	3	160
	計	2	47	0	56	4	57	1	65	3	54	3	51	13	330
片葩小学校	男	1	37	0	18	3	27	3	38	1	35	1	34	9	189
	女	2	41	1	28	0	26	0	35	2	30	1	33	6	193
	計	3	78	1	46	3	53	3	73	3	65	2	67	15	382
石浜西小学校	男	2	37	6	30	3	37	2	45	1	45	0	45	14	239
	女	0	27	1	33	2	29	1	36	0	33	0	45	4	203
	計	2	64	7	63	5	66	3	81	1	78	0	90	18	442
緒川小学校	男	1	41	1	55	2	44	4	38	0	23	3	52	11	253
	女	0	33	0	36	0	46	0	51	0	39	2	57	2	262
	計	1	74	1	91	2	90	4	89	0	62	5	109	13	515
卯ノ里小学校	男	6	34	4	30	2	21	2	32	3	24	1	24	18	165
	女	0	27	2	26	2	27	1	16	0	28	0	18	5	142
	計	6	61	6	56	4	48	3	48	3	52	1	42	23	307
森岡小学校	男	2	43	0	29	3	34	1	37	2	39	4	48	12	230
	女	0	42	0	43	1	37	2	46	1	22	0	31	4	221
	計	2	85	0	72	4	71	3	83	3	61	4	79	16	451
小学校計	男	15	252	18	231	19	223	14	240	13	217	14	256	93	1,419
	女	2	214	4	219	7	228	9	255	5	206	5	240	32	1,362
	計	17	466	22	450	26	451	23	495	18	423	19	496	125	2,781
東浦中学校	男	4	121	1	128	6	133							11	382
	女	7	127	3	128	4	151							14	406
	計	11	248	4	256	10	284							25	788
北部中学校	男	2	88	3	70	1	83							6	241
	女	1	72	1	91	1	76							3	239
	計	3	160	4	161	2	159							9	480
西部中学校	男	2	16	2	31	0	29							4	76
	女	0	27	0	23	1	30							1	80
	計	2	43	2	54	1	59							5	156
中学校計	男	8	225	6	229	7	245							21	699
	女	8	226	4	242	6	257							18	725
	計	16	451	10	471	13	502							39	1,424

(特別支援は内数です)

要保護・準要保護児童生徒数

(人)

学 校 名	2 月		1 月	
	要保護	準要保護	要保護	準要保護
藤 江 小 学 校	0	26	0	26
生 路 小 学 校	0	27	0	27
片 葩 小 学 校	0	29	0	29
石 浜 西 小 学 校	4	102	1	109
緒 川 小 学 校	0	35	0	33
卯ノ里小学校	0	28	0	29
森 岡 小 学 校	0	25	0	25
小 学 校 計	4	272	1	278
東 浦 中 学 校	1	89	1	90
北 部 中 学 校	0	35	0	36
西 部 中 学 校	0	21	0	22
中 学 校 計	1	145	1	148
総 計	5	417	2	426

長期欠席者数

(人)

学 校 名	2 月	1 月
藤 江 小 学 校	6	8
生 路 小 学 校	4	3
片 葩 小 学 校	2	2
石 浜 西 小 学 校	10	11
緒 川 小 学 校	3	2
卯ノ里小学校	5	3
森 岡 小 学 校	1	1
小 学 校 計	31	30
東 浦 中 学 校	33	28
北 部 中 学 校	20	12
西 部 中 学 校	5	3
中 学 校 計	58	43
総 計	89	73

いじめ認知件数

(件)

学 校 名	2 月	1 月
藤 江 小 学 校	0	2
生 路 小 学 校	1	0
片 葩 小 学 校	0	0
石 浜 西 小 学 校	0	0
緒 川 小 学 校	4	0
卯ノ里小学校	0	0
森 岡 小 学 校	3	1
小 学 校 計	8	3
東 浦 中 学 校	1	0
北 部 中 学 校	1	0
西 部 中 学 校	1	0
中 学 校 計	3	0
総 計	11	3

その他

特になし

【要保護・準要保護児童生徒への就学援助の内容】

- ・学用品費
- ・新入学学用品費(新小中1年)
- ・給食費
- ・林間学校費(小5、中2)
- ・修学旅行費(小6、中3)
- ・卒業アルバム代等

※要保護は修学旅行費、卒業アルバム代等のみ支給

【長期欠席者数】

休業日を除いて引き続き7日間出席していない児童生徒の数(入院、一時帰国、不登校等)

【いじめ認知件数】

当月1日までに報告された、前月中に新規で認知したいじめ防止対策推進法で定義されている「いじめ」の件数

「いじめの定義」:「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

小中学校の主な行事予定(令和7年 4月)

	曜日	行事名等	備考
1	火	教職員発令通知式	
2	水		
3	木		知教協15:00～
4	金		
5	土		
6	日		
7	月		
8	火	小学校入学式	
9	水	小学校始業式、中学校入学式及び始業式	
10	木		
11	金	給食開始	
12	土		令和7年度ひがしうら地域クラブ活動開始
13	日		
14	月		
15	火		
16	水		
17	木		
18	金		
19	土		於大まつり
20	日		
21	月		第4回教育委員会定例会 9:30～
22	火		
23	水		
24	木		
25	金		
26	土		
27	日		
28	月		
29	火	昭和の日	
30	水		
31	木		

令和7年度
4月分献立予定表(案)

東浦町学校給食センター

13回		主 食	献 立 名	備考
日	曜			
11	金	ご飯 牛乳	米粉ハヤシライス 卵の花チキンナゲット キャベツサラダ 蒲郡みかんゼリー	リボーンの日
14	月	麦ご飯 牛乳	マーボー豆腐 しゅうまい バンバンジーサラダ	
15	火	ご飯 牛乳	いわしの梅煮 肉じゃが 野菜の香の物あえ	
16	水	ご飯 牛乳	あじフリッター 五目金平 かきたま汁	
17	木	小型ロールパン 牛乳	焼きそば レバー入りつくね フルーツのヨーグルトあえ	
18	金	ご飯 牛乳	手羽先風からあげ ふきとたけのこのおかかあえ 具だくさんみそ汁	食育の日
21	月	麦ご飯 牛乳	米粉カレーライス 鶏肉のハーブ焼き 豆まめサラダ	
22	火	ご飯 牛乳	ししゃもフライのレモンソースかけ 野菜とささみのあえもの 沢煮椀	
23	水	ご飯 牛乳	さわらのしょうゆマヨネーズ焼き 凍り豆腐の卵とじ キャベツのゆかりあえ	
24	木	ソフトめん 牛乳	米粉ミートソース グリル野菜のマリネサラダ 甘夏ポンチ	
25	金	ご飯 牛乳	鶏肉のケチャップ焼き ポテトサラダ 呉汁	
28	月	麦ご飯 牛乳	ビビンバ(肉・卵) ビビンバ(野菜) トック入り中華スープ いちごヨーグルト	
30	水	ご飯 牛乳	さばの銀紙焼き 玉ねぎとわかめの和風サラダ 豚肉と大根のうま煮	

食べものカレンダー 玉ねぎ

令和6年度・7年度 生涯学習課の事業報告・事業計画

3月 事業報告

- 1 文化センター、地区コミュニティセンター事業
 - ・文化センター マイプロ講座（全身調整ヨガ）
 - ・地区コミセン なし
- 2 図書館事業
 - ・13日（木） おやこで楽しむ絵本の教室
 - ・15日（土） 子どものためのDVD上映会「きらきらシャンシャンおほしさま」
- 3 郷土資料館事業
 - ・～23日（日） ミニ企画展「ひなまつり展」
 - ・1、8日（土） 古文書教室・冬

4月 事業計画

- 1 文化センター、地区コミュニティセンター事業
 - ・文化センター なし
 - ・地区コミセン なし
 - 2 図書館事業
 - ・19日（土） 本のリサイクルフェア
 - ・27日（日） ぬいぐるみおとまり会
 - 3 郷土資料館事業
 - ・5日（土）～20日（日） 於大まつり関連ミニ企画展「家康の母 於大」
 - ・26日（土）～6月15日（日） うのはな館ミニ企画展「蔦吉 江戸の版元」
- ※令和7年4月から観光交流課

令和6年度・令和7年度スポーツ課事業報告・事業計画

3月事業報告

- 1 スポーツ推進委員会
4日（火）スポーツ推進委員定例会
5日（水）スポーツ推進委員知多地区役員会（東海市）
- 2 知多北地区社会体育連絡協議会
2日（日）第27回知多北地区ペタンク大会
（メディアスひがしうら第1グラウンド）
12日（水）第3回理事会（知多市）
- 3 その他
8日（土）ランニングイベント（あいち健康の森公園）
愛三工業陸上部員が小学生を対象に指導。大府市と共催（参加60人）

4月事業計画

- 1 スポーツ推進委員会
8日（火）スポーツ推進委員定例会（はなのき会館）
- 2 知多北地区社会体育連絡協議会
16日（水）第1回理事会（はなのき会館）
- 3 スポーツ協会事業
10日（木）第1回役員会（はなのき会館）
17日（木）評議員会（はなのき会館）
- 4 第18回愛知県市町村対抗駅伝競走大会
9日（水）第1回実行委員会（はなのき会館）